

## 消費者問題対策確認書

照会番号 平成21年 第 242560 号

の度、貴方が契約会社に対して行っている契約違反に、当該会  
上が貴方に対する訴状を、管轄簡易裁判所に提出された為、本  
確認書をご通知致します。

当該会社、訴訟内容等につきましては担当職員にて諸ご回ります。  
当センターは原告側が提出した訴訟内容を御本人様と確認する機  
関の為、原則として御本人様からのご連絡をお願い致します。

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているではありません。

故意に放棄された場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼  
出状送達後に出席となります。

尚も放置しておくと、相手側の言い分どおりの判決が出て、執行官  
立会いのもと、貴方の給料や財産の差押え等をされてしまう事があ  
りますので、ご注意下さい。

※万が一、身に覚えがない場合でもご自宅、又は携帯電話に勧誘  
をされ、不正契約をされるといった手口も見受けられますので、ご注  
意をお願い致します。

電話が混み合いがありにくい場合がありますので、予めご了承下さい。

(受付時間) 9:00~17:30 (土・日・祭日を除く)

(消費相談課) 03-

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-1-9 日比谷ビル3F

財團法人 全国支援消費者センター